

EGS の自由化交渉の論点と WTO の貿易規律に関する考察

環境物品交渉における概念化および特定化作業を中心に

九州大学大学院経済学府博士後期課程

日野道啓

1. はじめに

本報告の課題は、ドーハ開発アジェンダ (DDA) において交渉が開始された環境物品およびサービス (EGS) の自由化交渉に焦点をあて、各国の入手可能な交渉材料を内在的に分析することで現行の交渉の論点を明示し、それに基づいて WTO の貿易規律について検討することである。

この EGS は、「貿易と環境」の交渉課題の 1 つであり、「非貿易的関心事項」と呼ばれる。「非貿易的関心事項」とは、単純に貿易自由化を目指さない「貿易とは異なる固有の目的」を志向するものである。このように非貿易的関心事項とは、完全雇用や実質所得の増加などの「経済的目的」のために「資源の最適配分に信頼を寄せた市場メカニズムを維持するための取り決め」(西田 [2002]) という GATT の当初の理念との乖離を窺わせるものである。

さて、WTO 協定の貿易規律の複雑な全体像については、小寺 [2003] によって、2 組みの対照的關係にあることが明解に整理された。すなわち、第 1 に、GATT 体制時より引き継ぐ、完全雇用・実質所得・有効需要の増加という「経済的目的」と、WTO 体制になって序文に追加された環境の保護・保全、世界の資源の最適利用などの「非経済的目的」という 2 つの貿易目的であり、第 2 に、物品およびサービスの他国市場への輸出機会、すなわち「市場アクセス」の保障と、TRIPS 協定にみられる「市場アクセス」を目的とせず、場合によっては輸入減少効果をもつ「貿易歪曲防止規制」という 2 つの貿易原則である。

なお本報告では、貿易原則の整理については、小寺 [2003] の整理とは異なり、GATT の当初の理念に則り、「市場アクセス」の促進を導き市場メカニズムの維持および強化を図る「市場原理原則」と、それに修正を課す「市場管理原則」と整理する。その理由は、非貿易的関心事項をいかに位置付けるかというスポット的視点と異なり、現行の WTO 体制を GATT 体制時からの連続的な流れで考察することを可能にし、また小寺 [2003] の法学的アプローチと異なり、経済学的アプローチを可能にするものだからである。

さて、この 2 組みの対照的關係にある貿易規律を内包する現行の WTO 体制には、これらの規律をどのように整理するかという課題が浮上しているのである。翻って、EGS 交渉とは、ドーハ閣僚宣言 (DMD) によると、貿易と環境の相互支持性の強化を志向するものであった。また、その目標から判断して、その貿易原則には必ずしも「市場原理原則」の貫

徹が実現されるとは限らない。つまり、EGS 交渉は、現行の WTO 体制の構造を規定する貿易規律を読み解く、最適な材料なのである。

2. 環境物品交渉と環境サービス交渉の現状

WTO 体制では、環境物品を GATT、環境サービスを GATS の対象としてそれぞれを区別し、交渉を行なっている。両交渉の進展度合いは、対照的である。環境サービス交渉は、すでにコミットメントをしている国があるに対し、環境物品交渉では、具体的なモダリティーを詰めるに程遠い。この原因は、WTO 内に EGS の定義および品目一覧が存在しないことへの対応の結果の相違に求められる。つまり、環境サービス交渉は、ウルグアイ・ラウンドにおいてすでに分類表が作成されていた。ところが、環境物品交渉の現状は、品目一覧を作るための環境物品の概念化および特定化の作業に着手している段階にある。ただし、2 組みの対照的な貿易規律の関係を問うには、環境物品交渉の方が適当である。なぜなら、環境物品の概念化および特定化の提案から各国が期待する貿易目的を読み取れ、またその設計には、貿易原則の問題が関与せざるをえないからである。

3. 環境物品の概念化および特定化の作業

概念化および特定化への接近は、それぞれ概念的アプローチおよびリストアプローチにて行なわれている。概念化の作業は低調であり、大勢の見解は、「最終用途目的」(end-use)の採用および「PPM 基準」の不採用に賛成というものである。それとは対照的に活況なりリストアプローチでは、各国が多くの工夫を凝らした品目特定化方法に基づくリスト案を提示することで、環境物品の概念化の議論を回避して交渉の進展を図っている。しかし、リストアプローチのみによる品目一覧作成を期待することは難しい。なぜなら、環境物品の概念化について直接議論しなければ、乱立する特定化方法についての収束および、新技術の登場などに対応する柔軟な評価基準を作ることは不可能であるからである。その典型例が、各国の関心が不十分なまま作られ、現実の実態と乖離してしまった上述の環境サービスの分類表であった。つまり、概念的アプローチとリストアプローチは本来的に補完関係にあるのである。いかにリストアプローチによる各国の創意工夫に基づく提案によって交渉の進展を図っても、概念的アプローチの役割がなくなるということはない。

EC は概念的アプローチとリストアプローチの両立を意味するトゥーアプローチを提唱している。その EC は、リストアプローチのみを支持するニュージーランドが作成したリストとさまざまな点で対立するリスト案を提示した。たとえば、EC リストは、産品非関連 PPM を基準として採用する余地をみせているのに対して、ニュージーランドリストは、基準点 (reference point) 形式を提示し、徹底的に概念化の議論を避けている点などである。

4. 環境物品交渉の論点と WTO の貿易規律

EC リストとニュージーランドリストには、さまざまな対立点があった。それらの対立点

から、それぞれの主張の相違を規定するもの、つまり両国が期待する環境物品の自由化目的を解明するために、両国の提案内容の再点検をした。その結果、EC にとっての環境物品自由化の主目的は、地球環境目標への一躍を担うという「環境目的」であり、一方地球環境目標へ同意に反対を示すニュージーランドの主目的は「市場原理原則」の強化という「自由貿易」であることが判明した。

スイスは、EC の地球環境目標への取り組みに同意し、また PPM 基準の採用を否定していなかった。したがって、本報告では、見解の近い両国を環境物品交渉における「環境派」と整理した。一方、アメリカは、ニュージーランドと同じく地球環境目標への取り組みの同意に反対を示し、さらにトゥーアプローチを否定していた。したがって、本報告では、見解の近い両国を環境物品交渉における「自由貿易派」と整理した。

ここから、環境物品交渉における論点が明確になる。それは、EC・スイスの「環境派」とニュージーランド・米国の「自由貿易派」の自由化による主目的の争いである。

そして、この論点とは、本報告の冒頭でみた 2 組みの対照的關係にある貿易規律のうち貿易目的についての争いであることがわかる。現状では、PPM 基準の採用に消極的な加盟国が多く、大勢の見解は、ニュージーランド・米国の見解に近い。したがって、環境物品交渉からみた WTO の貿易規律は、「非経済的目的」の実現よりも「経済的目的」の実現に傾斜しており、大勢は PPM 基準の採用に否定的であるため「同種の産品 (like products)」に修正は迫られておらず、「市場原理原則」の強化に重きがおかれたものとなっているのである。ただし、WTO が、貿易と環境の相互支持性の観点から EGS 交渉を行なうことの意義、ならびに GATT 体制時より多大な発言力を持っている EC が、環境目的を主張していることの意義等々については、しっかり認識しなければならない。

5. むすび

本報告では、環境物品の概念化および特定化という品目リストの作成交渉に焦点をあて検討した結果、「環境派」と「自由貿易派」の自由化による主目的の争いという論点を明示し、また貿易規律については、「非経済的目的」の実現よりも「経済的目的」の実現に傾斜した「市場原理原則」の強化であることを明らかにした。

最後に以下の 2 点を今後の課題とする。第 1 は、WTO の貿易規律を問うためにより横断的なアプローチが必要であること、第 2 は、本報告で考察の対象から外した、環境物品交渉の構造を捉えるうえで重要なもう 1 つの論点である、各国の経済的利益に直結する個別品目リストのノミネートにおける利害対立の検討である。

本要旨での引用文献

- 小寺彰 [2003] 「WTO 体制における「非貿易的関心事項」の位置 その鳥瞰図」小寺彰 (編) 『 転換期の WTO 非貿易的関心事項の分析 』 東洋経済新報社
- 西田勝喜 [2002] 『 GATT/WTO 体制研究序説 』 文眞堂